

平成 23 年度石川県森林審議会

日時 2011 年 12 月 16 日（金）13:30～

場所 石川県行政庁舎 1110 会議室

1 議事

加賀地域森林計画の樹立（案）について

能登地域森林計画の変更（案）について

事務局説明

（議長） どうもありがとうございました。大変膨大な資料でした。ただ今の説明について何かご質問、ご意見等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（委員） 今見ていますと、森林計画というのは川上から川下のことを言うのですか。川下は関係ないのですか。山のことだけを審議する会なのですか。

（事務局） 地域森林計画の中では、木を育て木材にするところまでという計画になっています。

（委員） ということは、木材にしてそれを何回も使うわけでしょう。

（事務局） はい。

（委員） これを見ていますと、私は製材屋ですから川下のことはよく分かるのですが、これまでわれわれも石川県にいて今まで市場へ行って木を買っていたのですが、それが満足に出てこないのです。だから今までの条件と大変違うのは、今までは村に製材所が二つか三つあって、そこが集積場のようになっていました。そういう製材が全然なくなりました。そうすると今度は運賃がかかるので、細いものは山で倒しっぱなしです。この前も白峰で林ベニヤさんへ行く材を全部うちが入れたのです。そうしたら製材には長さをカッ

トすれば使えるわけです。それが無いとうちは製材の丸太がないのです。

今から森林計画を立てるのですが、川下の話が一向に出てきません。下があつての川上だと思ふのです。ただ、ベニヤさんへ丸太を持っていけばそれで処理が済むというのではあまりではないか。山にある細いものはわれわれも欲しいのですが、今安いからというので山に捨てっぱなしです。それが結局、洪水が出ると川が埋まる。だから、川上から川下のことを計画して初めて森林計画になるのではないか。森林というのは、何十年、100年という長い周期のものです。環境が大変変わってきているのだから、環境が変わったのに対処していかなければならない。昔から、伝統を守るのに一番大切なのは時代に合ったように変えていくことだとよく言いますが、川上は変わっているようですが、われわれの製材は変わっていないから、それをどのようにするのか。だから、私は集積所を作ってほしいといことをいつも言っていますが、そういうことはこれからの計画の中には入らないか。

(事務局) 地域森林計画の中では、今後一生懸命、低コストで、たくさんの材料を出していくというところまでを計画しております。川下については、本年3月に作成させていただきました「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2011」の中で、県産材が30万m³出てきたときにどのように使っていくかというところまでを計画していただいています。製材用についてもたくさん使っていただかないと、30万m³の材が出てきたときに使い場所がないということで、今後、木材産業や材を置くストックポイントについてもビジョンの中で示されており、これに向けて取り組んでいきたいと考えております。

(事務局) 今日審議していただいたのは、森林法の世界から全国森林計画、地域森林計画という流れの山側の計画なのです。川下に通じる林道路網、そして伐採業というもので、彼の言ったとおりになります。もう一つ大きなものとして、森林・林業基本計画というのがあります。これは国が定めて、まさしく川下まで取り込んだ計画になっています。その流れをくんだのが「森林・林業・木材産業振興ビジョン」、これは昨年、審議会の部会できちんと審議していただきましたが今年3月にできました。それについては最終的な木材の利用まできちんと書くというスタイルです。

(委員) だから、私は何回もこの会議に来ていますが、川下の話はあまり聞いたことはないで川上だけの話なのかなと思うくらいです。川上と川下があつての森林の計画だと

思います。やはり同じような計画はチェックをしていったらいいのではないかと思います。

(事務局) おっしゃるとおりです。本体の方では25ページに木材関係の法人という程度までしか触れていません。制度の仕組上、森林計画というのはどうしてもせいぜい5年と、要は森林も切りすぎないで、はげ山を増やさないような形で、国のデザインに付いていこうというために、切りすぎない、植えなければいけない所はしっかり植えるという、森林を樹木的に維持していくようなことに軸足を置いた計画書になっています。県としては、それだけでは駄目なので、川上から川下に至ることを計画するという意味では、「ビジョン2011」を作らせていただいて、その一翼を担う形で具体的な森林整備を今回掲げさせていただいたということで、ご理解いただければと思います。

(委員) 私たちもボランティアで森林の整備をしているのですが、今のこの会議では山を守るだけの話で、伐採したり間伐したものを有効活用するところまではまだ踏み込んでいないので、いつもそれを矛盾に感じながらボランティアをしています。全体的に川下までの話になると、間伐したり伐採したものをどう利用するかまでは県として検討していただきたいと思います。それによって森林を守るための希望が持てるかなと思いますが、今の状態では有効利用まで届いていないので、やってもむなしい感じがします。

(事務局) 昨年3月に作っていただきましたものには、今おっしゃいました川上・川下の有効利用まで踏み込んでいますので、これを皆さん方に。

(委員) それができただけは分かっているのですが、それが今どのように動いているかというところまで県民に届いていない。

(事務局) 策定の1年目ということで、まだ具体的な動きが見えにくい部分があるかと思いますが、これから森林整備・林業活性化基金の継続も決まったということですので、川下対策にさらに力を入れていきたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

(議長) どんどんそういうものが取り上げてあるということですね。よろしいでしょう

か。ほかにいかがでしょうか。

ご意見がないようでしたら、原案どおりということで、よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、原案どおりということで、答申することになります。どうもありがとうございました。

2 林地開発許可処分について

事務局説明

(議長) ただ今2点の処分場の説明をしていただきました。皆さま方何か質問、ご意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 埋立地ですが、これは何年ぐらいもつのですか。

(事務局) 珠洲の方ですか。

(委員) はい。

(事務局) 工事に伴う残土などを受け入れていますので、残土の発生量によって変動はあろうかと思いますが、32年で満杯になる予定です。

(委員) 利害関係者の同意というのは必須条件ですか。必ず同意書が付いていなければ許可はしないということですね。

(事務局) そうです。

(委員) これは文書は全部もらっていますか。

(事務局) はい。申請書の方に開発業者で取ってきた同意書が添付されています。

(委員) どの辺まで環境、その辺の基準というのはあるのですか。

(事務局) 開発区域の行政の長、それから土地所有者、事業区域周辺の隣接の所有者、これは基本的に取ります。それから水の関係もありますので、河川の管理者や農業用水を利用している河川であれば生産組合の関係や、例えばダンプとか通行しますので、そういった道路付近の町会の方々が対象になります。

(議長) いかがでしょうか。人数は大量にいるのですか。

(事務局) はい、多いですね。区域が広いと何十人となります。

(議長) これは終わった時点で確認を条件にしなければならない。

(事務局) そうです。一応6カ月ごとに進捗状況の報告というのが上がってきまして、その都度、管内の事務所の職員が現地を確認して、図面どおりきちんと出ているかどうか、違うことをしていないか、防災設備がきちんと設置されているかなど通常の維持管理もチェックします。最終的には緑化がされているかどうかなどを確認して完了する形になります。

(委員) 両方ともコナラを検討されていますが、理由としては何か。

(事務局) 郷土樹種ということで、周辺の森林に通常生えているということでコナラを検討した。

(事務局) あとは苗木が入手しやすい。

(委員) コナラをするにしても、割と住宅地に近い部分があるので、奥山だったら森林になった場合に有効活用できない状況になると思うのですが、これだけ近いと成木になったときの有効活用も視野に入れた植林も必要かなと思っております。

(事務局) もともと森林所有者がいますので、埋め立て後は山に戻すことになろうかと思うのですが、この処分場の所はそういうことも踏まえて、ゆくゆくは所有者の方が管理する形になります。

(委員) コナラの純林ができるということですか。

(事務局) そうですね。

(事務局) コナラ主体であるがその他の樹種の種を、鳥や小動物が運んできますので、いわゆる里山林的なものになるのかなと。

(議長) シミュレーションできれば。あとはいかがでしょうか。

そうしましたら、一応原案どおりで答申してよろしいでしょうか。

それでは、ご異議ないようですので、原案どおりということで答申することにします。

以上、お手元の諮問事項3点が終わりました。この3点について答申文がありますが、答申については私の方にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、諮問事項を終わりました次に進めさせていただきます。それでは次の報告事項ということで、『いしかわ森林環境基金事業』の今後の取組について「林業試験場試験研究の取り組みについて」、この2点をまとめて説明をお願いできますでしょうか。

報告事項

「いしかわ森林環境基金事業」の今後の取組について

林業試験場試験研究の取り組みについて

事務局説明

(議長) 報告事項について何か質問等ございましたら、いかがでしょうか。どちらからでも結構です。

(委員) 木材の乾燥ですが、葉枯らし乾燥が今見直されてきていると聞いているのです

が、その方の研究というのは進んでいますか。

(事務局) 今は、しっかりと乾燥した水分の少ない、材料が狂わない、割れないということでも求められていて、水分 15%とか 20%にするには、葉枯らしだけではできないということ、どのように人工的に早く乾燥して割れないようにするかという研究を進めてこういう結果が出たところです。

(委員) 提言だけなのですが、新月伐採材、葉枯らしで、その後に乾燥という形をとれば、材としての価値が。

(事務局) より乾燥が早くなるとか。

(委員) 価値が出てくるかと思うのですが、そういう形で森林の有効活用も考えられたら。

(事務局) いったん少し置いて、それを乾燥するとか。

(委員) そういうことがあればいいなと思ったのですが。

(委員) ちょっとよろしいですか。柱材ですが、今県産材を使っている中で、乾燥柱材を使う率はどのぐらいですか。コスト面はどうなのですか。

(事務局) コスト面では、当然生材は安くて、乾燥したものは乾燥賃がかかるので高いです。

(委員) 県産材はどのくらい使っているのか分からないのですが、石川県で乾燥材はどのくらい使っているのですか。

(事務局) プレカットなど住宅分野に使われている大部分は、現在、乾燥の方にきてい

と思います。

(委員) いかがでしょうか。これは背割りしてあるのですか。

(事務局) 背割りはしてないです。

閉会

(議長) そうしましたら、ご意見がなければこれで議事を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたり、いろいろなご意見をいただきました。ご熱心な審議ありがとうございました。では、これで私の任務を終わるということで、事務局よろしくお願ひします。